

3 - (1) 指定居宅サービス事業所等に対する指導について

1 指導について

(1) 集団指導

すべての介護保険サービス事業者に対して、原則として、毎年度1回、対象事業者を招集（オンライン開催を含む）又は動画配信するなどし、講習会形式等により指導を行います。

(2) 運営指導

介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び介護報酬請求について指導します。（必要に応じて過誤調整）

運営指導当日は、原則、介護サービス事業所において、自己点検シート（倉敷市版）により、事業者が自己点検した結果に基づき、ヒアリング等を行います。

ア 事前提出書類

- ・ 表紙
- ・ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ・ 自己点検シート（人員・設備・運営編）
- ・ 自己点検シート（介護報酬編）
- ・ 登録者利用実績（※）
- ・ 運営規程
- ・ 重要事項説明書
- ・ 施設・事業所の平面図
- ・ 施設・事業所のパンフレット

（※）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のみ

イ 当日準備すべき書類等

(ア) 人員に関する書類

- ・ 給与（賃金）台帳
- ・ 出勤簿及びタイムカード
- ・ 資格証、経験がわかる書類及び履歴書
- ・ 雇用契約書等雇用関係が確認できる書類

(イ) 運営に関する書類

- ・ 利用者名簿（氏名、年齢、性別、介護度及び部屋番号などがわかるもの）
（※入所、宿泊を伴うサービスのみ）
- ・ 利用者との同意に関する書類（サービス利用契約書、重要事項説明書及び個人情報使用同意書等）
- ・ 利用者に関する記録（居宅サービス計画書、個別サービス計画書、介護記録及びサービス担当者会議録等）
- ・ サービス提供に関する記録（サービス提供記録、業務日誌及び送迎記録）
- ・ 利用者への請求書控及び領収書控
- ・ 委託契約書（※業務委託している場合のみ）
- ・ 従業員の秘密保持誓約書
- ・ **身体的拘束等の適正化に関する記録**
- ・ 緊急時（利用者の病状急変時）の連絡体制に関する書類
- ・ 研修に関する記録
- ・ **業務継続計画（BCP）に関する記録**

3 - (1) 指定居宅サービス事業所等に対する指導について

- ・ 非常災害対策計画及び避難確保計画
- ・ 避難訓練に関する記録
- ・ 衛生管理（食中毒及び感染症対策等）に関する記録（※入所、宿泊を伴うサービスのみのみ）
- ・ 苦情に関する記録
- ・ 介護事故及びヒヤリハットに関する記録
- ・ 損害賠償等に関する書類（損害賠償保険加入証書）
- ・ **虐待の防止に関する記録**

(ウ) 介護報酬に関する書類

- ・ 介護給付費請求書
- ・ 介護給付費明細書
- ・ 各種加減算に関する挙証資料

イ（ア）から（ウ）に関する内容を電磁的方法で記録している場合は、指導会場にそれらの記録を確認することができる機器（ノートパソコン、タブレット端末等）をご準備ください。会場に持ち込むことができない場合は、機器の設置場所（事務室等）に立ち入らせていただくことがありますので、ご了承ください。

運営指導の対象となる事業所を決定したときは、当該事業者等に対し、書面により通知します。ただし、高齢者虐待が疑われている等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に書面により通知するものとします。

なお、運営指導は、事業者等の指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上行うことを原則としています。運営指導がない場合であっても、年1回は、自己点検シートを活用し、自主的に点検していただきますようお願いいたします。

2 報酬請求に関する指導について

(1) 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに介護報酬（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切にサービス提供されるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

(2) 過誤調整の返還指導

運営指導等において、過誤調整が必要と思われる場合は、原則として次のとおり取り扱います。

- ・ 基準省令及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は返還を指導します。

3－（１） 指定居宅サービス事業所等に対する指導について

- ・ 加算報酬上の基準要件を一つでも満たしていない場合や、解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合は、返還を指導します。
- ・ 厚生労働省が発出した各種通知類（解釈通知、留意事項通知、Q & A）の内容が遵守されていない場合は是正を指導します。

3- (2) 指定居宅サービス事業所等に対する監査について

1 監査について

監査は、入手した各種情報が指定基準違反等又は人格尊重義務違反が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、介護保険法（以下、「法」という。）第5章の規定に基づき実施します。

各種情報とは、

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 人格尊重義務違反に関する情報
- ウ 国民健康保険団体連合会又は地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- エ 国民健康保険団体連合会又は保険者からの通報
- オ 介護給付費適正化システムの分析により特異傾向を示す事業者情報
- カ 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

等の幅広い情報であり、これらの情報から指定基準違反等又は人格尊重義務違反が疑われる場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

※原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、より実効性のある方法で行います。

2 監査における注意事項

監査において、行政職員から報告又は書類の提出を命じられたにもかかわらず従わなかった場合や虚偽の報告をした場合は、介護保険法の規定により指定又は許可（以下「指定等」という。）の取消し等の処分の対象となります。

また、行政職員からの質問に対して答弁をしなかった場合、虚偽の答弁をした場合、監査の拒否及び妨害をした場合等も指定等の取消し等の処分の対象となります。

さらに、上記の行為を行った者は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

第七十七条第一項（抜粋）

七 指定居宅サービス事業者が、第七十六条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十六条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十二条第四項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第四項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第四項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第一百条第一項、第一百四十二条の二第一項、第一百五十五条の七第一項、第一百五十五条の十七第一項、第一百五十五条の二十七第一項又は第一百五十五条の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若

3 - (2) 指定居宅サービス事業所等に対する監査について

しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

3 行政処分等について

事業者へ行う行政処分等は以下の種類があります。

区分	類型	説明
行政処分	指定等の取消し	法人役員及び管理者は欠格事由該当者になる。
	指定等の効力の停止	一定の期間、指定等の効力が停止される。 全部停止と一部停止の2種類がある。
	業務の停止	介護老人保健施設と介護医療院のみ。
	命令	期限までに勧告に従わなかった場合の処分。 定められた期限までに不適切事項を改善する必要がある。 期限までに改善できなかった場合は、指定等の取消し等の対象となる。
行政指導	勧告	定められた期限までに不適切事項を改善する必要がある。 期限までに改善できなかった場合は、「命令」の対象となる。
	指導	改善報告書の提出を要する指摘事項の場合は、文書にて行う。

- ・ 指定等の取消しの場合、取消しの日から5年間、法人役員及び管理者は欠格事由該当者となります。なお、欠格事由該当者が役員や管理者に就任している場合、事業所の指定及び指定の更新を受けることができません。また、同一事業者が運営する事業所が連座制の対象となることがあります。
- ・ 行政処分を受けた場合は、公示の対象となります。
- ・ 介護報酬の不正請求については、上記の処分とは別に、不正請求額に40%上乗せした額の返還が求められることがあります。

介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づき、40歳以上の国民から集めた保険料と公費により利用者に必要なサービスを提供し、国民の保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした公的性格が極めて強い制度です。

保険料と公費で構成される介護給付費は、適正に介護サービスを提供した介護事業者に対するサービスの対価であり、これを不正に請求し、受領すること及び介護保険法並びに運営基準等に従わず事業を運営することは、介護保険制度の信頼を大きく損なうものであり、許されるものではありません。

介護保険施設・事業所管理者及び法令遵守責任者におかれましては、再度、運営基準をはじめとした関係法令等について、改めて確認し、法令等を遵守した適正な運営を行ってください。

3 - (2) 指定居宅サービス事業所等に対する監査について

4 倉敷市における介護保険事業者に係る行政処分

(1) 処分を受けた事業所一覧

No	年度	処分内容	サービス種別	主な処分事由
1	R 2	指定の取消し	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	不正請求、虚偽答弁
2	R 2	指定の全部の効力停止 6月間	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	不正請求、虚偽答弁
3	R 3	指定の一部の効力停止 6月間	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	不正請求
4	R 3	指定の取消し	地域密着型通所介護 第1号通所事業	不正の手段による 指定
5	R 5	指定の一部の効力停止 6月間	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	人格尊重義務違反

※No. 1と2は同一事業者

(2) 処分事由等について

No. 1 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

1 処分内容

指定の取消し

2 処分事由

(1) 不正請求（法78条の10第8号該当）

ア 医療連携体制加算（Ⅲ）について、平成31年1月から令和2年12月までの間、当該認知症対応型共同生活介護事業所の職員として看護師を常勤換算方法で1名以上配置していることという加算の要件を満たしていなかったにもかかわらず、当該加算（計6,602,749円）を不正に請求し、受領した。

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）について、平成31年1月から令和2年12月までの間、上記アによる請求分も含めた額に所定の率を乗算することで、当該加算（計732,679円）を不正に請求し、受領した。

(2) 虚偽答弁（法第78条の10第10号該当）

ア 令和3年1月20日以降の監査において、代表取締役及び管理者（当時）は、管理者（当時）及び看護師の出勤状況等に関する質問に対して虚偽答弁を行った。

(3) その他法令違反（法第115条の19第11号該当）

ア 介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的運営を行う認知症対応型共同生活介護において法78条の10第8号及び第10号の違反を行った。

3 経済上の措置

当該事業者が不正に受領した介護給付費（7,335,428円）について、法第22条第3項の規定に基づき、返還額に100分の40を乗じて得た額（2,934,171円）を加えた額（計

3- (2) 指定居宅サービス事業所等に対する監査について

10,269,599円)の返還を求めた。

№. 2 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

1 処分内容

指定の全部の効力の停止 6月間

2 処分事由

(1) 不正請求(法78条の10第8号該当)

ア 利用者Aについて、令和2年9月23日から令和2年12月23日までの間、当該事業所でサービスの提供を行っていない日について、地域密着型介護サービス費14日分(計125,946円、加算を含む)を不正に請求し、受領した。

イ 利用者Bについて、令和2年11月11日から令和2年12月30日までの間、当該事業所でサービスの提供を行っていない日について、地域密着型介護サービス費8日分(計85,230円、加算を含む)を不正に請求し、受領した。

(2) 虚偽答弁(法第78条の10第10号該当)

ア 令和3年1月20日以降の監査において、代表取締役は、管理者(当時の勤務状況等に関する質問に対して虚偽答弁を行った。

イ 令和3年1月20日以降の監査において、代表取締役は、利用者Aに対する不正請求を行っていた期間に関する質問に対して虚偽答弁を行った。

(3) その他法令違反(法第115条の19第11号該当)

ア 介護予防認知症対応型通所介護と一体的運営を行う認知症対応型通所介護において法78条の10第8号及び第10号の違反を行った。

3 経済上の措置

当該事業者が不正に受領した介護給付費(211,176円)について、法第22条第3項の規定に基づき、返還額に100分の40を乗じて得た額(84,470円)を加えた額(計295,646円)の返還を求めた。

№. 3 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

1 処分内容

指定の一部の効力の停止(新規利用者の受入れ停止)6月間

2 処分事由

(1) 不正請求(法78条の10第8号該当)

ア 認知症共同生活介護費(Ⅱ)について、令和2年9月1日から令和3年9月30日までの間、当該認知症対応型共同生活介護事業所の従業者として厚生労働大臣が定める研修を修了した介護支援専門員を配置していなかったにもかかわらず、当該費用(計13,671,543円)を不正に請求し、受領した。

イ 口腔衛生管理体制加算について、令和2年9月1日から令和3年9月30日までの間、

3- (2) 指定居宅サービス事業所等に対する監査について

人員基準欠如に該当していないことという要件を満たしていなかったにもかかわらず、当該加算（計 60,420 円）を不正に請求し、受領した。

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）について、令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間、上記ア及びイによる請求分も含めた額に所定の率を乗算することで、当該加算（計 1,524,461 円）を不正に請求し、受領した。

(2) その他法令違反（法第 115 条の 19 第 11 号該当）

ア 介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的運営を行う認知症対応型共同生活介護において法 78 条の 10 第 8 号及び第 10 号の違反を行った。

3 経済上の措置

当該事業者が不正に受領した介護給付費（15,256,424 円）について、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、返還額に 100 分の 40 を乗じて得た額（6,102,569 円）を加えた額（計 21,358,993 円）の返還を求めた。

No. 4 地域密着型通所介護・第 1 号通所事業

1 処分内容

指定の取消し（※）

2 処分事由

不正の手段による指定（法第 78 条の 10 第 11 号該当）

令和 3 年 6 月 1 日から地域密着型通所介護の指定を受けるために、令和 3 年 4 月 26 日付で倉敷市に提出した指定地域密着型サービス事業所指定申請に係る添付書類において、機能訓練指導員を配置できないことが明らかであったにもかかわらず、機能訓練指導員を配置するとした虚偽の内容の書類を添付し、不正に指定地域密着型サービス事業者の指定を受けた。

3 経済上の措置

(1) 介護給付費	619,821 円
(2) 法第 22 条第 3 項の規定に基づき(1)に 40 / 100 を乗じた額	247,928 円
(3) 第 1 号事業費	88,848 円
計	956,597 円

※当該事業者については、上記不正の組織的関与が認められたため**連座制が適用**されることとなった。そのため、当該事業者が運営している同種の事業所は指定取消し日以降 5 年間、指定の更新を受けることができなくなった。

3 - (2) 指定居宅サービス事業所等に対する監査について

№. 5 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

1 処分内容

指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入れ停止）6月間

2 処分事由

(1) 人格尊重義務違反（法78条の10第6号該当）

ア 令和5年7月に夜勤に従事していた職員が、朝リビングに来るのが遅かった女性利用者に対し、強い口調で叱責し、その際、別の女性利用者呼び捨てにして高圧的に同意を求めるといった不適切な言動を行ったもの。また、同じ日の午前中に男性利用者に対しても同職員が侮蔑的、高圧的で不適切な言動を行ったもの。

また、代表者、管理者は少なくとも2年前から当該職員の利用者に対する高圧的で不適切な言動について把握していたにもかかわらず効果的な対応を取っていなかったもの。

イ 利用者13名に対し、夜間の時間帯に毎日のように身体的拘束等（ベッド柵で行動を制限する行為）が行われていたが、その態様等が記録されておらず、「緊急やむを得ない場合」であるかどうかの検討が行われていなかった。また、職員等の証言から少なくとも10名の利用者については昨年より監査に入るまで1年以上継続して同行為を行っていたことを確認したものの。

ウ 代表者が利用者に対し、侮辱的及び高圧的等の不適切な言動を行ったもの。

(2) その他法令違反（法第115条の19第11号該当）

ア 介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的運営を行う認知症対応型共同生活介護において法78条の10第8号及び第10号の違反を行った。

3 その他

この処分は不正請求ではないため、経済的な措置（給付費の返還）はないが、上記2(1)イで指摘しているとおり、身体的拘束等の適正化の取組みが不十分であったことから、令和5年9月～11月分の介護報酬について、「身体拘束廃止未実施減算」（基本報酬を1割減算）を行うよう指導した。

3- (3) 業務管理体制の整備及び介護保険事業者の法令遵守

1 介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

介護保険制度の公的性格から、介護サービス事業者には適切なサービス提供だけでなく、法令等の自主的な遵守が求められます。不正事案を防ぎ、介護事業運営を適正なものとするため、事業者には法令遵守等の業務管理体制の整備・届出が義務付けられています。（介護保険法第115条の32）

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じ、定められています。

また、令和5年度から、業務管理体制の整備に関する届出は、「業務管理体制の整備に関する届出システム」にて電子申請していただくようになります。（下記 URL 参照）

https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansa-fk/i/kaigo_gyoumukanri/

同じページに当該届出システムに関する操作マニュアルがありますので、操作が不明な場合はご参照ください。

(1) 業務管理体制の整備の基準

（介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140の39）

事業所数区分	事業者が整備する業務管理体制整備		
	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備	業務執行の状況（法令遵守）に係る監査の定期的な実施
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100以上	必要	必要	必要

事業所等の数は、以下の定めに従って数えてください。

- ・ 介護予防及び介護予防支援事業所は数に含める（※1）
- ・ 施設みなし事業所（※2）は数に含める
- ・ 休止中の事業所等は数に含める
- ・ 医療みなし事業所（※3）は数に含めない
- ・ 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、数に含めない

※1 例えば、短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護を行っている場合は、「2」と数えます。

※2 介護老人保健施設、介護医療院が許可を受けたとき、指定を受けたものとみなされた事業所（通所リハビリテーション及び短期入所療養介護）をいいます。

※3 病院等が健康保険法の指定を受けたとき、介護保険法の指定を受けたものとみなされた事業所（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護）をいいます。

3 - (3) 業務管理体制の整備及び介護保険事業者の法令遵守

(2) 業務管理体制の整備に関する事項の届出先

(介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140の40)

令和3年度から業務管理体制の届出の受理・監督権限が中核市に移譲し、届出先が下の表のとおり変更されています。

届出先区分	届出先
事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣 (老健局総務課介護保険指導室)
事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	主たる事務所(本社)の所在する都道府県知事
全ての事業所等が岡山県のみ [※] に所在する事業者(事業所等が岡山市内のみまたは倉敷市のみ [※] に所在する事業者を除く)	岡山県知事(県民局健康福祉部健康福祉課)
事業所等が岡山市のみ [※] に所在する事業者	岡山市長(岡山市保健福祉局事業者指導課)
事業所等が倉敷市のみ[※]に所在する事業者(※)	倉敷市長(倉敷市保健福祉局指導監査課)
地域密着型サービス(予防含む)のみを行い、その全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

(3) 業務管理体制の届出事由と様式

各事業所は、届出が必要となった場合には、遅滞なく届出システムにより届出してください。

届出が必要となる事由
業務管理体制の整備に関して届け出る場合(介護保険法第115条の32第2項) ※介護保険事業所(医療みなし事業所を除く)の指定を初めて受けた事業者は必ず届出が必要となります。
事業所等の指定等により、事業展開地域が変更となり、届出先の行政機関に変更が生じた場合(介護保険法第115条の32第4項)
届出事項に変更があった場合(介護保険法第115条の32第3項) 届出事項 ・ 事業者に関する事項(法人の名称、本社所在地、 代表者名 等) ・ 法令遵守責任者名 ・ 事業所数区分の変更(例:「1~19」→「20~99」への変更) 等

2 業務管理体制の整備・運用状況の監督

(1) 業務管理体制の整備の基準

業務管理体制の整備は、単に法令遵守責任者の氏名等を行政に届け出ることが目的ではなく、あくまでも法令遵守責任者が中心となって事業者自らがコンプライアンス（法令遵守）の意識を向上していただくことが本来の趣旨です。

(2) 業務管理体制の整備・運用状況の監督

倉敷市では、業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、順次、確認検査（以下「一般検査」という。）を実施しています。

（根拠：介護保険法第115条の33）

一般検査は、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り、法令等遵守に取り組むよう意識付けすることが目的です。

ア 一般検査について

(ア) 一般検査の内容

- ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容（※1）
 - ①業務管理体制（法令等遵守）に関する方針の策定について
 - ②内部規定・組織体制の整備について
 - ③評価・改善活動の状況について
- ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容（※2）
- ・業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況及びその内容（※2）

※1 ①～③の過程が適切に行われ、有効に機能しているかを確認します。

※2 事業所等の数の区分に応じて実施します。

(イ) 実施方法

一般検査は、基本的には書面検査で行うこととしています。一般検査通知を受け取った法人は、報告書を通知に記載した期日までに提出してください。

報告後、その内容について疑義等があれば電話等により法令遵守責任者に連絡し、内容を確認する場合があります。また、不備が認められたときには、出頭を求め運用状況を聴取する場合があります。

イ 特別検査について

事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合には、業務管理体制の問題点の確認やその要因の検証、取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証するために特別検査を実施します。

(3) 事業者・法令遵守責任者の責務

ア 事業者の責務

3 - (3) 業務管理体制の整備及び介護保険事業者の法令遵守

業務管理体制は、事業者自身の自己責任原則に基づく内部管理を前提としたものであり、市が事業者に代わり、指定等取消事案などの不正行為の未然防止を図るものではありません。

「業務管理体制の整備に関する報告」を行うことで、事業者自らが法令遵守の取組状況や法令遵守責任者が適切に機能しているかを自己点検していただき、今後のコンプライアンス強化のための取組を考えていただくきっかけにしてください。

一般検査は定期的（おおよそ6年に一度）に実施することを予定しておりますが、検査のない年においても毎年、報告事項の自己点検を通じて、自ら法令等遵守態勢を検証し、必要に応じて改善されるように継続的な取組をお願いします。

イ 法令遵守責任者の役割

法令遵守責任者の役割については、法令等で明確に定められていません。これは、事業者自らが、事業者の実情に応じた取組を真剣に考え、試行錯誤しながらコンプライアンスを強化することが重要だからです。

法令遵守責任者に何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく通知等の内容に精通した法務担当の責任者で、事業者内部の法令遵守を徹底することができる者が選任されることを想定しています。

また、法令遵守責任者には、辞令等が交付され、その役割と業務内容が事務分掌などで明記されていることが望まれます。

業務内容の具体例

- ・年に1回以上、各事業所等の取組状況を各事業所等の従業員又は管理者からの聞き取り及び書面での報告等により把握する。
 - ※ 自己点検シート等の活用又は各種会議の場を活用する。
- ・各事業所等から選出された従業員又は管理者（以下「法令遵守担当者」という。）で組織された委員会を設置し、法令遵守責任者は事業者全体の法令遵守を徹底する連絡体制を確保する。
- ・研修等を実施し、従業員の法令遵守意識を高める。
- ・定期的に、介護保険法その他の関連情報等（制度改正及び介護報酬に関する通知・Q & A等）の収集等を行う。
- ・苦情・事故等の問題が発生した場合には、速やかに報告を求め、事実関係の把握を行い、迅速に解決を図る。その原因を究明し、防止策を法令遵守担当で組織された委員会等の場で検討し、各事業所等の運営に反映させる。

3 連座制の適用関係について

連座制とは

介護報酬の架空請求などの不正を行ったことにより「指定取消し」となった指定介護サービス事業者について、役員等（※1）の組織的な関与があったと認められた場合に、組織の連座責任として、当該事業者が経営する同一サービス類型（※2）の事業所において、指定取消し日から5年間は、原則的に新規の指定又は更新を認めないことをいいます。

なお、指定取消処分を行った当該都道府県・政令市・中核市（以下、「都道府県等」という。）のみならず他の都道府県等に所在する同一サービス類型の事業所も新たな指定並びに指定の更新が受けられなくなります。

※1 役員等の範囲について、以下のQ & Aが発出されています。

（H19. 2. 28 介護保険最新情報vol.6から抜粋）

Q	<p>事業者だけでなく、役員等が指定・更新の欠格事由に該当する場合にも指定・更新を受けられないとのことですが、「役員等」の具体的な範囲はどこまででしょうか。</p> <p>例えば、訪問介護事業所における管理者及びサービス提供責任者は「役員等」に含まれるのでしょうか。</p>
A	<p>介護サービス事業者の指定等における欠格事由・取消事由（指定取消から5年を経過しない者であるとき等）にある「役員等」の範囲については、次のとおりです。</p> <p>「役員等」の範囲</p> <p>① 法人でない病院等の場合は、医療法及び薬事法で規定されている管理者</p> <p>② 法人である場合は、</p> <p>A. 役員</p> <p>イ 業務を執行する社員・取締役・執行役又はこれらに準ずる者</p> <p>※「これらに準ずる者」とは具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合名会社、合資会社、合同会社では会社法で規定される社員 ・株式会社では会社法で規定される取締役等 ・社会福祉法人→社会福祉法で規定される役員 ・医療法人→医療法に規定される役員 など <p>ロ 相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、イに掲げる者と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者</p> <p>※相談役、顧問等といった実質上法人の経営に支配力を有する者が想定されますが、法人の経営に対しどの程度支配力を有しているかは、都道府県等において個別の事例に応じて適切に判断することになります。</p> <p>B. その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人・事業所の管理者（基準省令等で規定される管理者と同じ）</p> <p>従って、訪問介護事業所の管理者は、「役員等」の範囲に含まれますが、原則として、サービス提供責任者は含まれません。</p>

3 - (3) 業務管理体制の整備及び介護保険事業者の法令遵守

※2 以下の13類型のことを指します。

	サービス類型	サービス種別
1	居宅介護サービス（在宅系）	訪問サービス
		通所サービス
		短期入所サービス
		居宅療養管理指導
		福祉用具貸与
2	居宅介護サービス（居住系）	特定施設入居者生活介護
3	介護予防サービス（在宅系）	介護予防訪問サービス
		介護予防通所サービス
		介護予防短期入所サービス
		介護予防居宅療養管理指導
		介護予防福祉用具貸与
4	介護予防サービス（居住系）	介護予防特定施設入居者生活介護
5	地域密着型サービス（在宅系）	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		夜間対応型訪問介護
		地域密着型通所介護
		認知症対応型通所介護
		小規模多機能型居宅介護
		看護小規模多機能型居宅介護
6	地域密着型サービス（居住系）	認知症対応型共同生活介護
		地域密着型特定施設入居者生活介護
		地域密着型介護老人福祉施設
7	地域密着型介護予防サービス（在宅系）	介護予防小規模多機能型居宅介護
		介護予防認知症対応通所介護
8	地域密着型介護予防サービス（居住系）	介護予防認知症対応型共同生活介護
9	介護老人福祉施設	
10	介護老人保健施設	
11	介護医療院	
12	居宅介護支援	
13	介護予防支援	

3 - (4) 介護保険法等に基づく設備及び運営等の基準を定める条例等

1 介護保険法に基づき規定された条例及び規則

居宅サービス	条例	倉敷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年倉敷市条例第58号）
	規則	倉敷市指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準を定める規則（平成25年倉敷市規則第14号）
介護予防サービス	条例	倉敷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年倉敷市条例第61号）
	規則	倉敷市指定介護予防サービス等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成25年倉敷市規則第15号）
地域密着型サービス	条例	倉敷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年倉敷市条例第59号）
	規則	倉敷市指定地域密着型サービスの事業の人員及び運営に関する基準を定める規則（平成25年倉敷市規則第16号）
地域密着型介護予防サービス	条例	倉敷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年倉敷市条例第60号）
	規則	倉敷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成25年倉敷市規則第17号）
介護老人福祉施設	条例	倉敷市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年倉敷市条例第62号）
	規則	倉敷市指定介護老人福祉施設の人員及び運営に関する基準を定める規則（平成25年倉敷市規則第18号）
介護老人保健施設	条例	倉敷市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年倉敷市条例第63号）
	規則	倉敷市介護老人保健施設の運営に関する基準を定める規則（平成25年倉敷市規則第19号）
介護医療院	条例	倉敷市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年倉敷市条例第2号）
	規則	倉敷市介護医療院の運営に関する基準を定める規則（平成30年倉敷市規則第31号）
居宅介護支援	条例	倉敷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成26年倉敷市条例第10号）
	規則	倉敷市指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準を定める規則（平成26年倉敷市規則第21号）

3 - (4) 介護保険法等に基づく設備及び運営等の基準を定める条例等

介護予防支援	条例	介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年倉敷市条例第64号）
	規則	倉敷市指定介護予防支援等の事業の運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成26年倉敷市規則第83号）
第1号事業	規則	倉敷市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（平成28年倉敷市規則第34号）

上記の条例・規則は以下の検索システムから全文をご覧いただけます。

例規検索システム

<https://krm203.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf>

Reiki-Base 検索システム

用語 体系 五十音

検索範囲 全検索 絞込み検索

検索語

件名 本文 (*)

倉敷市指定介護老人福祉施設の人

表記のゆれを含む

検索結果を条文とともに表示

施行年月日

平成 30 年 5 月 31 日時点

検索対象

現行 廃止 (*)

検索 クリア

検索システムの検索窓に上記表の条例・規則名（※）を入力し、検索ボタンをクリックしてください。

※ 条例・規則の種別番号（（平成〇年倉敷市条例第〇号）や（平成〇年倉敷市規則第〇号））は除いて入力してください。

3 - (4) 介護保険法等に基づく設備及び運営等の基準を定める条例等

2 条例運用に当たっての解釈通知

条例に本市独自に盛り込んだ基準等について、運用上の留意事項を定めました。本市独自基準部分以外については、国の基準省令の運用のために発出された解釈通知において示されている内容が準用されます。

居宅サービス及び介護予防サービス	介護保険法に基づき条例及び規則で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準等について（平成25年3月22日付け介第2131号）
地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス	介護保険法に基づき条例及び規則で規定された指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等について（平成25年3月22日付け介第2131号）
居宅介護支援	介護保険法に基づき条例及び規則で規定された指定居宅介護支援に関する基準等について（平成26年3月31日付け介第2967号）
介護老人福祉施設	介護保険法に基づき条例及び規則で規定された指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成25年3月22日付け介第2131号）
介護老人保健施設	介護保険法に基づき条例及び規則で規定された介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成25年3月22日付け介第2131号）
介護医療院	介護保険法に基づき条例及び規則で規定された介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成30年3月30日付け指第1998号）

上記表の通知は、例規検索システムでは検索できません。通知は指導監査課のホームページに掲載しています。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/16614.htm>

3 倉敷市独自基準及びその運用

(1) 取扱方針に規定する質の評価 <全サービス>

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(2) 虐待防止等に係る研修 <全サービス>

高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるよう高齢者の人権擁護や虐待防止等に関する研修の機会を確保することを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

3 - (4) 介護保険法等に基づく設備及び運営等の基準を定める条例等

い。

※令和3年度から国の基準が改正され、虐待防止に関する研修の実施が令和6年3月31日まで努力義務、それ以降は義務化とされましたが、倉敷市においては上記のとおり、既に条例において虐待防止に関する研修が義務化されています。

(3) 成年後見制度の活用 <全サービス>

成年後見制度は、認知症、障がい等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(4) 非常災害対策 <通所系、入所系及び小規模多機能系サービス>

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情（津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等）を踏まえ、想定される災害の種類（津波・高潮・土砂災害・地震・火災等）ごとに、その規模（当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事業所・当該事業所の一部分か等）及び被害の程度（ライフラインが1週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等）に応じた実効性のある具体的な計画（消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法（昭和三十二年法律第八十六号）第八条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつては、その者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りにも努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

イ アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

ウ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や

3- (4) 介護保険法等に基づく設備及び運営等の基準を定める条例等

地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

エ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

(5) 内容及び手続の説明及び同意 <全サービス>

利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(6) 記録の整備に規定する保存年限 <全サービス>

サービスごとに掲げられた各種の記録については、その完結の日から5年間保存をしなければならないとしたものである。

「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・介助、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度（目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度）の終了後、5年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、5年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

(7) 食事に規定する地産地消 <入所系及び小規模多機能系サービス>

食の安全の確保や地場製品の消費拡大の観点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

(8) その他サービスの提供 <入所系サービス>

充実した日常生活につながるよう、利用者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

(9) 設備及び備品等に規定する廊下の幅 <(介護予防)短期入所生活介護>

併設型の短期入所生活介護事業所のうち、地域密着型介護老人福祉施設を本体施設としてこれに併設しているものについては、住み慣れた地域における在宅介護を支えるサービス基盤の整備を円滑に進める観点から、廊下の幅は、本体施設に係る廊下の幅以上で足りることとする。

4-(1) 令和4年度における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について

2 養介護施設等

県内の養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実確認件数 14件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	① 女性(2人)	② 女性(1人)	③ 女性(1人)
	年齢階級	75～79歳(2人)	85～89歳	100歳以上
	要介護状態	要介護3 要介護4	要介護3	要介護4
虐待の類型		介護等放棄	身体的虐待	身体的虐待
施設等の種別		地域密着型 特別養護老人ホーム	有料老人ホーム	地域密着型 特別養護老人ホーム
虐待を行った従事者等の職種		介護職員(1人)	介護職員(1人)	介護職員(1人)
虐待に対して採った措置		虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	虐待の防止に必要な指針の整備、当該指針の全職員への周知徹底を勧告

被虐待者の状況	性別	④ 男性(1人)	⑤ 男性(1人)	⑥ 女性(1人)
	年齢階級	90～94歳	85～89歳	75～79歳
	要介護状態	要介護4	要介護5	要介護1
虐待の類型		身体的虐待	身体的虐待	性的虐待
施設等の種別		有料老人ホーム	有料老人ホーム	居宅介護支援
虐待を行った従事者等の職種		介護職員(1人)	不明	管理者(兼介護支援専門員)(1人)
虐待に対して採った措置		虐待防止に必要な体制整備、委員会の開催、指針の整備等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	指定の一部の効力(利用者の新規受入れ)を停止する行政処分を実施

4-(1) 令和4年度における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について

被虐待者の状況	性別	⑦ 女性(1人)	⑧ 男性(1人)	⑨ 女性(1人)
	年齢階級	100歳以上	85～89歳	75～79歳
	要介護状態	要介護4	要介護3	要介護1
虐待の類型	介護等放棄	身体的虐待	心理的虐待	
施設等の種別	特別養護老人ホーム	訪問介護	認知症対応型共同生活介護	
虐待を行った従事者等の職種	不明	管理者(兼訪問介護員)(1人)	送迎職員(1名)	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な職員研修の実施や、適切な介護・医療サービスの提供等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	虐待防止に必要な措置の実施等を指導	

被虐待者の状況	性別	⑩ 男性(1人) 女性(1人)	⑪ 女性(1人)	⑫ 男性(1人) 女性(2人)
	年齢階級	85～89歳	90～94歳	90～94歳 95～99歳 100歳以上
	要介護状態	要介護1	要介護4	要介護1 要介護2 要介護4
虐待の類型	経済的虐待	身体的虐待	身体的虐待	
施設等の種別	通所介護	特別養護老人ホーム	有料老人ホーム	
虐待を行った従事者等の職種	送迎職員(1人)	介護職員(1人)	管理者(1人)	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な対応マニュアルの整備、職員研修の実施等を指導	虐待防止に必要な対応マニュアルの整備、業務体制の見直し、管理者の責務等を勧告	虐待防止のため、身体拘束の廃止に向けた検討及び職員研修の実施等を指導	

4-(1) 令和4年度における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について

被虐待者の状況	性別	⑬ 男性(1人)	⑭ 男性(1人)
	年齢階級	90～94歳	85～89歳
	要介護状態	要介護1	要介護4
虐待の類型		経済的虐待	心理的虐待
施設等の種別		居宅介護支援	介護老人保健施設
虐待を行った従事者等の職種		管理者(兼介護支援専門員)(1人)	介護職員(1人)
虐待に対して採った措置		虐待防止に必要な体制の整備、再発防止策の策定、人権の擁護等を勧告	虐待防止に必要な対応マニュアルの整備、職員研修の実施等を勧告

(参考) 令和4年度 高齢者虐待の通報・届出とその確認の状況 (単位:件)

		養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報・届出件数		29	524	553	
うち高齢者虐待		14	288	302	
区分別内訳	身体的虐待	7	186	193	
	性的虐待	1	1	2	
	心理的虐待	2	119	121	
	介護等放棄	2	64	66	
	経済的虐待	2	43	45	

※区分別内訳には重複がある。

4 - (2) 高齢者虐待防止について

1 高齢者虐待防止における基本的事項

高齢者虐待は、高齢者の尊厳を失わせる重大な問題であり、決してあってはならないことです。養介護施設従事者等を含む全ての国民が、高齢者の権利を擁護し、尊厳を守らなければならないという法の趣旨や内容を十分に理解することが不可欠です。

養介護施設等の管理者においては、日頃から、事業所職員の状況、職場環境の問題等を把握するとともに、必要に応じ、養介護施設等を運営する法人の業務管理責任者に対し、報告等を適切に行う必要があります。当該法人の業務管理責任者は当該報告等に対して、助言や指導を行うことが業務です。このように、法人や事業所では業務管理体制におけるそれぞれの責任を果たす必要があります。こうした取組が十分でなく、養介護施設従事者等の一人一人の努力にのみ任せていると、職員のストレスが溜まりやすくなり、不適切なケアにつながるなど、高齢者虐待を引き起こす要因となる可能性があります。

養介護施設等においては、事業所におけるストレスを軽減するとともに、介護の質を向上させる仕組みづくりに事業所全体が一丸となって、取り組むことが求められます。

2 高齢者虐待防止法による虐待の定義

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「法」という。）では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています（法第2条第1項）。

また、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて次のように定義しています。

(1) 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

法では、高齢者虐待を上記のように定義していますが、これらは、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えたうえで、法の対象を規定したものであることができます。

4 - (2) 高齢者虐待防止について

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う次の行為です。

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

法に定める「養介護施設従事者等」の範囲（法第2条）

区 分	老人福祉法による規定	介護保険法による規定
養介護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター
養介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業
養介護施設従事者等	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者	

3 養介護施設の設置者、養介護事業者の責務

(1) 体制整備

令和6年度から、**全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられています。**

また、この度の介護報酬改定により、利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算することになりました。（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く全サービス）

※福祉用具貸与については、3年間の経過措置期間を設ける。

必ず委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者の設置を行ってください。

4 - (2) 高齢者虐待防止について

(2) 未然防止

法第20条では、「養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。」とされています。養介護施設等において、研修、苦情処理及び内部監査を含めた業務管理体制全般について適切に運用されているかどうか、養介護施設等の管理者はもちろんのこと、養介護施設等を運営する法人においても適切に把握することが求められます。

(3) 早期発見

法第5条第1項では、「養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。」と規定されています。

また、法第21条第1項では、「養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(略)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。」と、養介護施設従事者等の市町村への**通報義務**が定められています。

さらに、同条第7項では、「養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。」と定められています。

高齢者虐待への対応は、虐待を直ちに発見し、高齢者の安全を確保するため、できるだけ早い段階から、高齢者虐待の対応の窓口情報が提供される必要があります。

(4) 連携協力

地域包括支援センターにおいては、高齢者虐待防止を含めた権利擁護業務が主要な業務の一つに位置づけられており、市町村と地域包括支援センターは連携協力して、虐待事案に対応することが求められています。

4 相談・通報窓口

養護者による高齢者虐待 (家族による虐待)	倉敷市保健福祉局社会福祉部福祉援護課 TEL : 086-426-3321 FAX : 086-422-3389 Mail : wlfsc@city.kurashiki.okayama.jp
養介護施設従事者等による高齢者虐待 (施設・事業所職員による虐待)	倉敷市保健福祉局指導監査課 TEL : 086-426-3297 FAX : 086-426-3921 Mail : audiwlf@city.kurashiki.okayama.jp

通報は匿名でも可能ですが、虐待の発生日時、事業所(施設)名、被害者名、被害状況、加害者名等を可能な限り**具体的に**教えていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

4 - (2) 高齢者虐待防止について

なお、高齢者虐待に関する通報は、刑法の秘密漏示罪等に該当しません。

5 その他

令和6年度より厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数が所定単位数から減算されます。(再掲)

具体的には

①虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催（以下、「虐待防止委員会」）及び従業者への周知

②指針の整備

③研修の定期的な開催

④担当者の設置

が実施できていない場合に減算となります。

また、施設系、居住系、短期入所及び多機能系のサービスはこの減算に加え、身体拘束廃止未実施減算がありますが、この要件としても

①身体的拘束等の適正化のための委員会の定期的な開催（以下、「身体拘束適正化委員会」）及び従業者への周知

②指針の整備

③研修の定期的な開催

④身体的拘束を行った場合、記録をとること

が実施できていない場合に減算となります。（身体拘束廃止未実施減算は施設系、居住系、短期入所及び多機能系のみ）

虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会を一体的に設置・運営することは可能ですが、虐待防止に係る内容と、身体的拘束に係る内容の委員会記録は実施漏れを防ぐ観点から、必ず分けて記録してください。運営指導で確認する際、どちらか一方しか行っていない場合が散見されます。（研修も同様。）

減算事項であるため、厳重な運用をお願いします。

4 - (3) 身体的拘束等の適正化について

1 身体的拘束等の適正化について

この度の介護報酬改定により**全サービスが身体的拘束等の廃止に取り組む**こととされました。すべてのサービスで原則、身体的拘束等を行うことは許されません。

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じてください。

(1) については、全サービス。(2)～(4)については施設系サービス、居住系サービス、**短期入所サービス及び多機能系サービス**。(介護予防サービスは除く)

(1) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(※)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

(2)～(4)は、実際に身体的拘束を行っていない場合であっても実施する必要がある。

(※) 地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、**(看護)小規模多機能型居宅介護**における委員会については、運営推進会議を活用することができる。

なお、(1)～(4)が未実施の場合、これまで、施設サービス、居住系サービスについては身体拘束廃止未実施減算(基本報酬の10%)が実施されてきましたが、**これが令和6年4月から短期入所サービス、多機能系サービスに拡大されます。(ただし、所定単位数の1%。また、1年間の経過措置あり。)**

2 身体拘束がもたらす多くの弊害(「身体拘束ゼロへの手引き」より)

(1) 身体的弊害 身体拘束はまず次のような身体的弊害をもたらす。

ア 本人の関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害をもたらす。

イ 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害をもたらす。

ウ 車いすに拘束しているケースでは無理な立ち上がりによる転倒事故、ベッド柵のケースでは乗り越えによる転落事故、さらには拘束具による窒息等の大事故を発生させる危険性すらある。

このように本来のケアにおいて追及されるべき「高齢者の機能回復」という目標とまさに正反対の結果を招くおそれがある。

(2) 精神的弊害 身体拘束は精神的にも大きな弊害をもたらす。

ア 本人に不安や怒り、屈辱、あきらめといった多大な精神的苦痛を与えるばかりか人間としての尊厳をも侵す。

イ 身体拘束によって、さらに認知症状が進行し、せん妄の頻発をもたらすおそれもある。

ウ また、家族にも大きな精神的苦痛を与える。自らの親や配偶者が拘束されている姿を見たとき、混乱し、後悔し、そして罪悪感にさいなまれる家族は多い。

エ さらに、看護・介護するスタッフも、自らが行うケアに対して誇りをもてなくなり、

4 - (3) 身体的拘束等の適正化について

安易な拘束が士気の低下を招く。

(3) 社会的弊害 こうした身体拘束の弊害は、社会的にも大きな問題を含んでいる。

身体拘束は、看護・介護スタッフ自身の士気の低下を招くばかりか、介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こすおそれがある。また、身体拘束による高齢者の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、さらなる医療的処置を生じさせ、経済的にも少なからぬ影響をもたらす。

(4) 拘束が拘束を生む「悪循環」

身体拘束による「悪循環」を認識する必要がある。認知症があり体力も弱っている高齢者を拘束すれば、ますます体力は衰え、認知症が進む。その結果、せん妄や転倒などの二次的・三次的な障害が生じ、その対応のためにさらに拘束を必要とする状況が生み出されるのである。

最初は「一時的」として始めた身体拘束が、時間の経過とともに、「常時」の拘束となってしまう、そして、場合によっては身体機能の低下とともに高齢者の死期を早める結果にもつながりかねない。

身体拘束の廃止は、この「悪循環」を高齢者の自立促進を図る「よい循環」に変えることを意味しているのである。

3 身体拘束禁止の対象となる具体的行為

(1) ひも等を使用して身体の動きを制限する

ア 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。

イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

ウ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

エ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

(2) ベルト等を使用して身体の動きを制限する。

車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。

(3) ベッド柵を使用して行動を制限する。

自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。

(4) ミトン型の手袋等をつけて手指の動きを制限する。

点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の動きを制限するミトン型の手袋等をつける。

(5) いすなどを使用して行動を制限する。

立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。

(6) つなぎ服を使用して、動きを制限する。

脱衣やおむつはずしを制限するためにつなぎ服を着せる。

(7) 過剰に薬を使用して行動を制限する。

行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。

(8) 鍵をかけた部屋に隔離する。

自分で開けることのできない居室等に隔離する。

4 身体拘束が「やむを得ない」と認められるための3要件

切迫性	本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる危険性が著しく高いこと。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

全て満たしてはじめて「やむを得ない」ということができます。

以上の3要件の確認は極めて慎重に実施する必要がある、これを満たすことなく身体拘束に当たる行動制限等を行った場合、基準違反であり、虐待に当たるおそれもあります。

5 身体拘束廃止に向けてまずなすべきこと—五つの方針—（「身体拘束ゼロへの手引き」より）

(1) トップが決意し、施設や病院が一丸となって取り組む

組織のトップである施設長や病院長、そして看護・介護部長等の責任者が「身体拘束廃止」を決意し、現場をバックアップする方針を徹底することが重要です。そのためには施設長をトップとした「身体拘束廃止委員会」を設置し、施設・病院全体で身体拘束廃止に向けて現場をバックアップしてください。

(2) みんなで議論し、共通の意識をもつ

身体拘束の問題は、個人それぞれの意識の問題でもあります。そのため、身体拘束の弊害をしっかりと認識し、どうすれば身体拘束を廃止できるかを、トップも含めてスタッフ間で十分に議論し、みんなで問題意識を共有していく努力が求められます。

(3) まず、身体拘束を必要としない状態の実現を目指す

個々の高齢者についてももう一度心身の状態を正確にアセスメントし、身体拘束を必要としない状態を作り出す方向を追求していくことが重要です。

問題行動がある場合も、そこには何らかの原因があるのであり、その原因を探り、取り除くことが大切です。

(4) 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する

身体拘束の廃止を側面から支援する観点から、転倒等の事故防止対策を併せて講じる必要があります。

そのためには、転倒や転落などの事故が起きにくい環境づくり（手すりをつける、足元に物を置かない、ベッドの高さを低くするなど）と、スタッフ全員で助け合える態勢づくり（対応が困難な場合について、柔軟性のある態勢の確保）が重要となります。

(5) 常に代替的な方法を考え、身体拘束するケースは極めて限定的に

身体拘束せざるを得ない場合についても、本当に代替する方法はないのか真剣に検討することが求められます。

「仕方がない」「どうしようもない」とみなされて拘束されている人はいないか、拘束されている人については「なぜ拘束されているのか」を考え、まず、いかに拘束を解除するかを検討することから始める必要があります。

4 - (3) 身体的拘束等の適正化について

基準省令において「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」は身体拘束が認められていますが、この例外規定は極めて限定的に考え、全ての場合について身体拘束を廃止していく姿勢を堅持することが重要です。

6 その他

現在、国において、身体拘束廃止・防止の取組推進を目的として、高齢者本人の尊厳の保持を基本に、施設サービスに加え、在宅サービスに対応した適切な手続きや家族への支援等の具体例、身体拘束を要しない介護技術等を調査・検討を実施しています。

今後、「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年度）の内容を基本としつつ、在宅サービスにも対応した、高齢者介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止に関する「手引き」が作成される予定です。作成された際にはメール等で周知しますのでご確認ください。

また、委員会、研修の実施が規定されているサービスにつきましては虐待防止と身体的拘束等の適正化それぞれ実施し、記録をそれぞれ残してください。（4 - (2) 高齢者虐待防止について 5 その他を参照のこと）

7 介護従事者研修用資料・映像

高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

介護現場のための高齢者虐待防止教育システム 【共通教材】

https://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/detail_61_center_3.php

介護現場のための高齢者虐待防止教育システム 【学習者用教材】

https://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/detail_60_center_3.php

高齢者虐待防止 介護従事者研修用映像「よりよい介護を目指して」（神戸市役所）

※映像の著作権は神戸市にありますので、ご承知おきください。

<https://www.youtube.com/watch?v=R-JykrXdkaw>

ケア従事者のための身体拘束ゼロハンドブック ～拘束のないケアを実現するために～

<https://www.pref.okayama.jp/page/571339.html>

成年後見制度パンフレット（裁判所）

<https://www.courts.go.jp/saiban/tetuzuki/pamphlet/index.html>

成年後見制度～成年後見登記制度～（法務省）

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>

身元保証等高齢者サポートサービスの利用に関する留意事項について（消費者庁）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_018/

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212395.html>

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

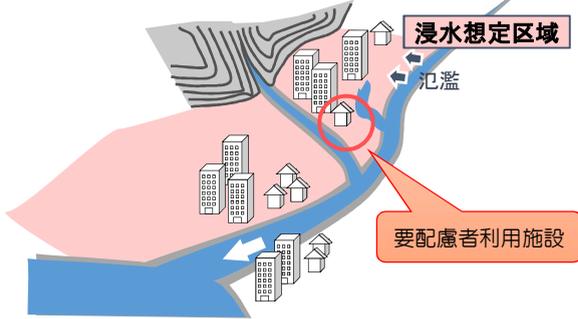
『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③**避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**

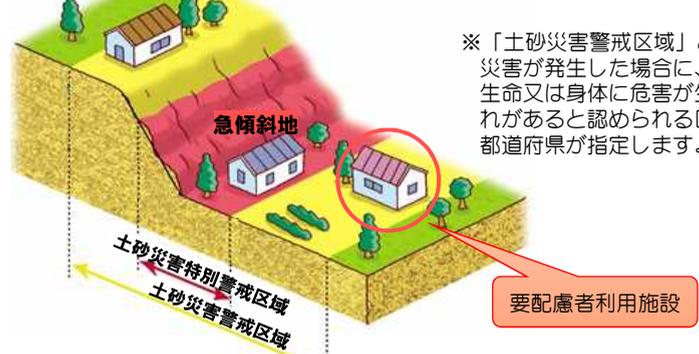
ポイント!

【浸水想定区域】



※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり都道府県が指定します。

要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

（社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

（学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

（医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち（津波は、津波災害警戒区域内にある施設のうち）、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。



- 作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
- 職員のほか、避難の協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども**参加してもらおうようにしましょう。**
- **訓練後は振り返りを行い、避難確保計画の見直し**を行いましょう。
- **施設職員への防災教育のためには、市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等**の方法もあります。



避難体制のより一層の強化のためには、避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練等を通じて内容を見直すことが重要です。



- 避難確保計画を作成・変更したときや、訓練を実施したときは、遅滞なく、**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画や避難訓練に関して**市町村から必要な助言・勧告**を受けることができますので、**適切な助言等**が得られるよう、報告の際には国土交通省の**チェックリスト**※等を添付して市町村に報告しましょう。

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

問い合わせ等

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

法律に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表）

避難確保計画の作成・活用の手引き、チェックリスト等

国土交通省ホームページ 要配慮者利用施設の浸水対策



<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



5 - (2) 避難確保計画について

1 避難確保計画の作成について

平成29年の「水防法の一部を改正する法律」の施行により、水防法又は土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成が義務付けられています。

倉敷市地域防災計画 <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/37277.htm>

避難確保計画様式 (Excel ファイル) <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/36635.htm>

ただし、倉敷市地域防災計画（資料編）において、以下の①、②の両方を満たす施設・事業所は、避難確保計画作成対象外です。

- ① 「浸水想定」欄が「浸水想定区域外」になっている。
- ② 「土砂災害」欄が「警戒区域外」になっている。

9 要配慮者利用施設

(令和4年11月1日現在)

施設種別	施設名	所在地	浸水想定	土砂災害	現象
社会福祉施設	たままま寮	玉島八島1385-1	3.0~5.0m	警戒区域外	
授産施設			3.0~5.0m	警戒区域外	
高齢者の福祉施設			3.0~5.0m	警戒区域外	
施設種別	浸水想定	土砂災害	浸水想定	土砂災害	現象
	浸水想定区域外	警戒区域外	0.5~3.0m	警戒区域外	
			0.5~3.0m	警戒区域外	
			3.0~5.0m	警戒区域外	
			3.0~5.0m	警戒区域外	

上記のようにしている場合は、作成義務対象外です

なお、今後、倉敷市地域防災計画の見直しが行われ、対象施設が拡大する可能性がありますので、ご了承ください。

2 避難確保計画の提出期限について

作成した避難確保計画は、電子申請システムを用い、指導監査課に提出することになっております。下記の表の提出期限までに提出をお願いいたします。

倉敷市電子申請サービス

https://s-kantan.com/city-kurashiki-okayama-u/offer/offerList_initDisplay.action

上記リンク先の検索キーワード欄に、避難確保計画（指導監査課） と入力すると申請フォームへのリンクが表示されます。

指定（許可）年月日	避難確保計画提出期限
平成12年4月1日～令和3年11月1日 ※想定最大規模での浸水想定により、新たに作成が必要となる施設及び計画内容(避難先等)が変更になる施設のみ ※対象施設には、令和5年4月に書面で通知済み	令和6年3月29日（金）
令和3年11月2日～令和5年11月1日	令和6年3月29日（金）
令和5年11月2日～	令和7年3月31日（月）

※倉敷市地域防災計画（資料編）は、前年の11月1日を基準日とし、その時点で介護保険法の指定（許可）を受けている施設・事業所を対象にしています。基準日以降に指定（許可）を受けたため、避難確保計画の作成が義務づけられた施設・事業所に該当するか不明な場合は、防災推進課にお問い合わせください。

倉敷市総務局防災危機管理室防災推進課

TEL : 086-426-3131 Email : dapvt@city.kurashiki.okayama.jp

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ 避難指示で必ず避難

ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示**で  
**危険な場所から全員避難**  
しましょう。

避難に時間のかかる  
**高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難**で  
**危険な場所から避難**  
しましょう。



ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



### 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。

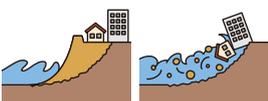


「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



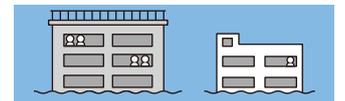
地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満(1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

# 倉敷防災ポータル

Kurashiki Disaster Prevention Portal

「**現在**」の防災情報を確認できます。

令和2年  
8月1日  
運用開始



緊急情報  
2020年10月13日  
おしらせ  
倉敷市全域  
災害

表示項目  
避難情報  
雨量情報  
防災関連情報  
危険度分布

浸水想定  
気象情報  
雨量水位  
避難発令  
避難所



## アクセス方法

ブックマークやお気に入り登録をお願いします。

URL <https://bousai-portal.city.kurashiki.okayama.jp/>

倉敷防災ポータル

検索



お問い合わせ先 倉敷市 防災危機管理室 危機管理課 TEL 426-3645 防災推進課 TEL 426-3131

# 倉敷防災ポータルで**確認**できること

## 倉敷市から伝えたい最新の情報を表示

**緊急情報** 履歴を表示 >

- 重要** 市内で避難所が開設されています。 2020年06月08日 15時34分 更新
- 重要** 市内に避難に関する情報が発令されています。 2020年06月08日 15時34分 更新

**お知らせ** 履歴を表示 >

一般 道路交通規制情報について (通行止めの情報) 2020年06月08日 14時03分 更新

倉敷市全域 警報・注意報など

- 避難勧告発令中
- 避難所開設中
- 土砂災害危険度【警戒レベル4相当】
- 雨早基準値超過
- 河川水位：はん濫危険超過

## 倉敷市の災害・防災の情報を地図上に表示

災害・防災情報 大きな地図で見る >

**表示項目** 表記の見た方

**避難情報**

- 避難情報
- 開設済みの避難所

**雨量情報**

10分 60分

累加

**防災関連情報**

- 河川水位
- 危機管理型水位
- 河川カメラ情報
- 津波警報・注意報

**危険度分布**

- 土砂災害危険度分布
- 洪水危険度分布

**洪水浸水想定区域**

- 20.0m以上
- 10.0~20.0m
- 5.0~10.0m
- 3.0~5.0m
- 0.5~3.0m
- 0.5m未満

**津波浸水想定区域**

- 3.0m以上
- 2.0~3.0m未満
- 1.0~2.0m未満
- 0.3~1.0m未満
- 0.3m未満

表示項目で浸水想定や雨量・水位アイコンを選択した場合のイメージ

## 雨量・水位 観測数値でアイコンが変化。詳細な数値も確認可能。

**10分雨量**

- 30mm以上
- 20mm以上
- 10mm以上
- 5mm以上
- 1mm以上

**観測所雨量**

倉敷

10分雨量 0 mm

60分雨量 0 mm

累加雨量 0 mm

詳細

**河川水位**

- はん濫危険超過
- 避難判断超過
- はん濫注意超過
- 水防回待機超過

**河川水位**

酒津

水位 2.75 m

水防回待機水位 7.4 m

はん濫注意水位 8.7 m

避難判断水位 11.6 m

はん濫危険水位 12 m

詳細

## 河川カメラの中継画像

**河川ライブカメラ情報**

観測点名: 高梁川酒津ライブカメラ

映像先: 高梁川・山陽自動車道(山陽道)・岡山県道24号倉敷音線

更新日時: 2020年10月19日 月曜日 13時19分

## 避難所 開設状況や詳細情報の確認が可能。

**避難所・避難場所**

- 避難所(未開設)
- 避難場所(未開設)
- 避難所(開設)
- 避難場所(開設)

**避難場所・避難所**

倉敷西小学校

住所 倉敷市中央1丁目21-1

最大収容人数 220人

対象災害 土砂 地震 津波 高潮

道順検索 Google Mapsで表示

## グーグルマップで現在地から避難所まで経路案内が可能

〒710-0045 岡山県倉敷市新倉町1-4-9

倉敷市立倉敷西小学校、〒710-0046 倉敷

目的地を追加

オプションを表示

ルートにモバイルデバイスに送信

倉敷中央通り 経由 7分 550m

※災害時には、浸水などの状況を確認してご利用ください。

リサイクル適性  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成30年6月21日  
住宅局建築指導課

### 建築物の既設の塀（ブロック塀や組積造の塀）の安全点検について

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、塀の安全対策については、学校の塀に限らず、広く一般の建築物を対象に、建築物の既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを作成するとともに、特定行政庁に対し、所有者等に向けて、以下2点を注意喚起するよう要請しました。

- ①このチェックポイントを用いて安全点検を行うこと
- ②安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示及び補修・撤去等が必要となること

併せて、国土交通省では、関係業界に対し、所有者等からの診断等の依頼に適切に対応するよう依頼しております。

国土交通省としては、建築物の既設の塀については、今回の措置のほか、既に以下の取り組みを進めているところです。

- ・ 学校の塀について、特定行政庁に対し、学校設置者が行う安全点検に対し連携して対応するよう要請（6月19日付）。
- ・ 大阪北部を震源とする地震にかかる被災建築物応急危険度判定において、地方公共団体に対し、塀のひび割れや傾き等に特に留意して実施するように通知（6月20日付）。国土交通省としても、高槻市からの要請を受け、TEG-FORCE の派遣により支援しているところ。

※ チェックポイントは、国土交通省HP  
(<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/index.html>) に掲載します。

※ 所有者等からのお問い合わせ先は、建築基準に関することは建築行政を所管する各特定行政庁、専門家への相談については建築士関係団体等となります。連絡先については、上記の国土交通省HPに掲載します。

#### 【問い合わせ先】

国土交通省 住宅局 建築指導課 松本・青木・中村

電話：03-5253-8111（内線 39532、39536、39528）、03-5253-8514（直通）

Fax：03-5253-1630

国住指第1130号  
平成30年6月21日

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

### 建築物の既設の塀の安全点検について

平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、既に6月19日国住指第1092号「学校における既設の塀の安全対策について」により、教育部局と連携して、学校における既設の塀の安全点検に取り組んでいただいているところです。

また、国土交通省においては、既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを作成し、ホームページに掲載しましたので、お知らせします。

これを参考に、学校に限らず、既存の塀について、所有者等に下記の通り安全点検するよう、注意喚起をお願いします。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁にもこの旨周知方宜しくをお願いします。

### 記

#### 1. 塀の所有者等への注意喚起について

国土交通省において作成した別紙1のチェックポイントについて、広くホームページや広報紙等を通じて所有者等に周知するとともに、別紙2を参考に、所有者等からの問い合わせに対応願います。なお、所有者等に対する周知の際には、安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示等及び補修、撤去等が必要である旨注意喚起願います。

なお、チェックポイントについては国土交通省ホームページ  
(<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/index.html>)に掲載しています。

#### 2. 関係団体の協力

当職より、公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会に協力をお願いしているところであるので申し添えます。

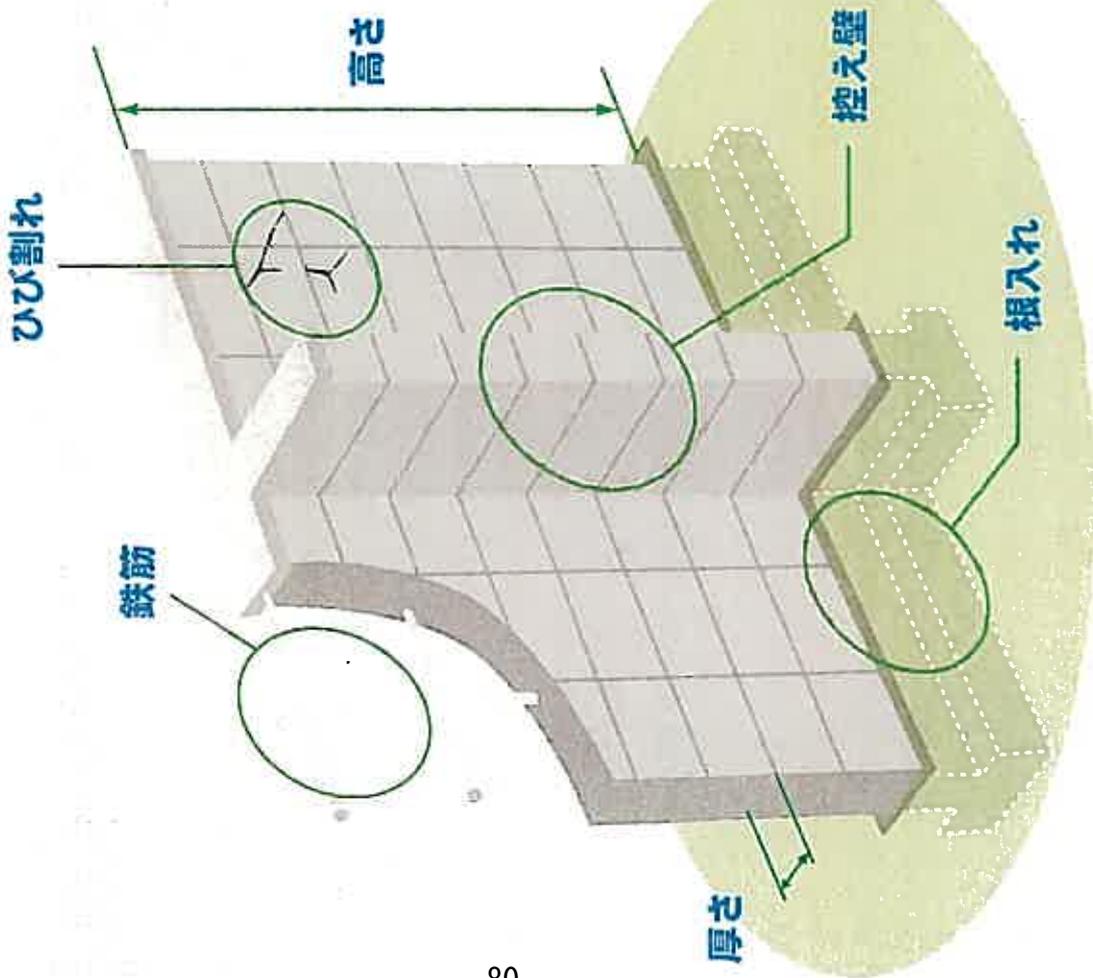
ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。  
 まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないうことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
  - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
  - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
  - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
  - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
  - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか

- ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
- ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)



組構造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

(別紙2)

## &lt;第一段階：外観に基づく点検&gt;

外観目視により、以下の事項に関し問題がないか確認する。高さ及び控え壁等の仕様・寸法については、組積造については建築基準法施行令第61条に、補強コンクリートブロック造の塀については令第62条の6及び令第62条の8に照らして適切か確認する。

- ① 高すぎないか。(組積造は1.2m以下、補強コンクリートブロック造は2.2m以下)
- ② 厚さは十分か。(組積造は壁頂までの距離の1/10以上、補強コンクリートブロック造は10cm<高さ2m超は15cm>以上)
- ③ 控え壁があるか。(組積造は4m以下ごとに壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁を設ける)
- ④ 基礎があるか。
- ⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

## &lt;第二段階：ブロック内部の診断&gt;

補強コンクリートブロック造の場合、外観点検で問題が発見された場合等に、補修方針を検討するため、ブロックを一部取り外して以下の事項を確認する。第二段階は建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。

- ⑥ 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第62条の6に照らして適切か。
- ⑦ 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第62条の8に照らして適切か。
- ⑧ 基礎の根入れ深さは、令第61条又は令第62条の8に照らして適切か。

(注) 補強コンクリートブロック造の場合、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は上記の仕様基準によらないことができる。

## 令第61条

組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1.2メートル以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上とすること。
- 三 長さ4メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁(木造のものを除く。)を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20センチメートル以上とすること。

## 令第62条の6

コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへいの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

## 令第62条の8

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号(高さ1.2メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。)に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15センチメートル(高さ2メートル以下の塀にあつては、10センチメートル)以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に80センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ3.4メートル以下ごとに、径九ミリメートル以上の鉄筋を配置した控え壁で基礎の部分において壁面から高さの5分の1以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35センチメートル以上とし、根入れの深さは30センチメートル以上とすること。